平成２３年（フ）第９８号
福岡県直方市大字植木745番地１
債務者　高橋　昌裕
１　決定年月日時　平成23年11月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月17日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２３年（フ）第１００号
福岡県鞍手郡鞍手町大字八尋1074番地
債務者　井上　照美
１　決定年月日時　平成23年11月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月17日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２３年（フ）第１０１号
福岡県宮若市山口788番地
債務者　清原　達也
１　決定年月日時　平成23年11月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月17日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２３年（フ）第１０２号
福岡県直方市大字下新入892番地５
債務者　藤田　優介
１　決定年月日時　平成23年11月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月17日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２３年（フ）第３５７号
佐賀県鳥栖市西田町212番地　シャン・リジェールⅡ201
債務者　天本　智浩
１　決定年月日時　平成23年11月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月17日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３６４号
佐賀県鳥栖市原町1010番地２　原町県営住宅２棟43号平川香代子方、住民票上の住所佐賀県三養基郡基山町大字小倉1673番地９　町営本桜団地646号
債務者　平川　　将
１　決定年月日時　平成23年11月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月17日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３７１号
佐賀県鳥栖市弥生が丘４丁目456　シティハイム峯Ｂ102、住民票上の住所佐賀県三養基郡基山町大字園部426番地１
債務者　村山　太一
１　決定年月日時　平成23年11月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月17日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３９４号
秋田市卸町１－４－15　シャンポール菅原Ⅰ－107、住民票上の住所秋田県潟上市天王字北野239番地45
債務者　柴田　　均
１　決定年月日時　平成23年11月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月18日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第９８号
長野県諏訪市湖岸通り１丁目22番７号
債務者　樫原　貢三
１　決定年月日時　平成23年11月18日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月18日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２３年（フ）第８５６号
兵庫県西宮市里中町３丁目12番20―202号
債務者　石原　睦子
１　決定年月日時　平成23年11月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月18日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第８７７号
兵庫県西宮市能登町14番62号
債務者　奥田陽太郎
１　決定年月日時　平成23年11月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月18日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第８７８号
兵庫県芦屋市高浜町２番２―543号
債務者　萬　亜岐尋
１　決定年月日時　平成23年11月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月18日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第８９１号
兵庫県尼崎市西昆陽２丁目19番２―202号
債務者　板敷　信雄
１　決定年月日時　平成23年11月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月18日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第８９９号
兵庫県尼崎市東園田町２丁目88番地の５、前住所兵庫県尼崎市東園田町２丁目54番地　プラウド東園田602号
債務者　小原　和子
１　決定年月日時　平成23年11月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月18日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第９０８号
兵庫県尼崎市高田町12番６号
債務者　大内　幸貞
１　決定年月日時　平成23年11月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月18日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第９０９号
兵庫県尼崎市高田町12番６号
債務者　大内　明子
１　決定年月日時　平成23年11月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月18日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第９２４号
兵庫県尼崎市御園３丁目５番38号
債務者　中村　光一
１　決定年月日時　平成23年11月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月18日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係